

地方税法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口)</p> <p>第十六条の四の三 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費基礎人口(次条及び第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」という。)は、第一号及び第二号により算出した数の合計数(特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数)とする。</p> <p>一 国勢調査令によつて平成二十二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表 (年齢(各歳)、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数(総数及び日本人)の表頭「総数(年齢)」のうち総数の欄の数から「(再掲)〇〇四歳」、「(再掲)五〇九歳」、「(再掲)十〇十四歳」及び「(再掲)十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数</p> <p>二 国勢調査令によつて平成二十二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表(常住地又は従業地・通学地による年齢(五歳階級)、男女別人口及び就業者数)の表</p> | <p>(法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口)</p> <p>第十六条の四の三 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費基礎人口(次条及び第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」という。)は、第一号及び第二号により算出した数の合計数(特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数)とする。</p> <p>一 国勢調査令によつて平成十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成十七年国勢調査第一次基本集計第三表又は第四表(年齢(各歳)、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数(総数及び日本人)の表頭「総数」の表側「総数」の欄の数から「〇〇四」、「五〇九」、「十〇十四」及び「十五〇十九」の各欄の数を控除した数</p> <p>二 国勢調査令によつて平成十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その第一表(常住地又は従業地・通学地による年齢(五歳階級)、男女別人口及び十五歳以上就業者数)の表</p> |

頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」の表側「総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳未満」の各欄の数を控除した数と「うち他県に常住」の表側「総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳未満」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて平成二十二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表(常住地又は従業地・通学地による年齢(五歳階級)、男女別人口及び就業者数)の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち自市内他区に常住」の表側「総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳未満」の各欄の数を控除した数

頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳未満」の各欄の数を控除した数と「うち他県に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳未満」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて平成十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表(常住地又は従業地・通学地による年齢(五歳階級)、男女別人口及び十五歳以上就業者数)の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち自市内他区に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳未満」の各欄の数を控除した数